

平成28年10月から

# 年金事務所の厚生年金保険・健康保険 の適用・徴収機能を移管・集約します

適用・徴収業務の強化を図るために、以下の年金事務所の厚生年金保険・健康保険の適用・徴収機能を新宿年金事務所に移管・集約します。

これに伴い、事業主の皆様の手続きやご照会などの窓口が変更になります。

【移管・集約される部署(課)】

【移管・集約先】

## 杉並年金事務所

- ・厚生年金適用調査課
- ・厚生年金徴収課  
(管轄区域)  
杉並区

## 中野年金事務所

- ・厚生年金適用調査課
- ・厚生年金徴収課  
(管轄区域)  
中野区

## 新宿年金事務所

電話番号

03-5285-8611(代表)

〒169-8601

東京都新宿区大久保2-12-1  
1・2・4階

### 【対象業務】

以下の業務は、平成28年10月以降、新宿年金事務所で行います。

- ・厚生年金保険等の届書等の受付・相談
- ・厚生年金保険等の未加入事業所に対する加入指導
- ・厚生年金保険等の適用事業所に対する調査
- ・厚生年金保険等の保険料の収納
- ・厚生年金保険等の保険料の滞納整理 等

※なお、年金相談及び国民年金に関する業務は引き続き、各年金事務所で行います。

◎事業主の皆様には、ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 年金事務所の厚生年金保険・健康保険の適用・徴収機能の移管・集約

### 1. 目的

○日本年金機構の基幹業務である適用・徴収業務の強化を図ることを目的として、現在、年金事務所で所掌している業務（フールズペック体制）を見直し、厚生年金保険、健康保険及び船員保険（以下「厚生年金保険等」という。）の適用・徴収機能を近隣の年金事務所に移管・集約します。

### 2. 移管・集約する業務

○厚生年金保険等の適用・徴収業務における未加入事業所への加入指導の強化や保険料の確実な確保のために、以下の業務を移管・集約します。

【厚生年金保険等の適用業務】

・厚生年金保険等の届書等の受付、未加入事業所への加入指導、適用事業所に対する調査 等

【厚生年金保険等の徴収業務】

・保険料等の納付督促、滞納整理 等

○厚生年金保険等の適用・徴収に関する届書の窓口受付は、原則として、移管・集約先の年金事務所でを行います。

○移管・集約される年金事務所では、引き続き、年金相談、国民年金の業務を行います。

### 3. 対象となる年金事務所

東京都内に設置されている年金事務所の厚生年金保険等の適用・徴収業務を近隣の主要な年金事務所に移管・集約します。

移管・集約される年金事務所	移管・集約先の年金事務所	実施時期
杉並年金事務所(管轄地域:杉並区) 中野年金事務所(管轄地域:中野区)	新宿年金事務所	平成28年10月

※上記以外の年金事務所についても、平成29年度以降、段階的に移管・集約を実施する予定です。

# 年金事務所の適用・徴収機能の移管・集約のイメージ

